

ナラノヤエザクラ天然記念物指定についての一検証

川 端 一 弘

1998年は奈良市政制度が始まって100周年を迎えた。奈良市ではこれを記念して各種の事業を行い、100年目にして初めて市の花、木、鳥の選定を公募で行った。10月17日「都市と木の文化の探求」事業の講演会、シンポジウムの合間に、大川市長より選定発表がなされた。市の花にはナラノヤエザクラが選出されたが、講演会において演者より「桜の大家である三好学が原始林を探し回り、やっと知足院の裏で発見し、天然記念物に指定されたものである」と説明があった。

私は、この説明に大いなる疑問を禁じ得ず、ナラノヤエザクラの記録について歴史的経過の検証を行った。会員諸氏の御批評を得たく思う。

疑問に思ったのは、三好学が発見したという事実についてである。ナラノヤエザクラについては、岡本（1929）が天然記念物に推薦したと自ら語っている。また、岸田（1933）、久米（1937）と、天然記念物指定時と同時代の人々が、岡本の功績として記している。このことは三好が知足院の裏で発見したという発言とは全く事情が異なっている。

演者は私達と同様に天然記念物指定当時のことは実体験の外にある。そのため講演の内容については、その根拠となる出典に依存しているはずである。そこで三好が発見したという内容をもつ出典を捜し求めると、小清水卓二のナラノヤエザクラについての文章に論拠が求められた。他の人には同じ論点のものは見あたらない。一例を紹介すると、「名桜・奈良八重桜」に、「桜の研究家であり、植物学研究の権威であった三好学博士は、この桜の科学的考証に興味をもち、古文献、古図等の研究を重ねて、おおよそこの桜の特徴を概念的に空に画いていたところ、たまたま大正十一年（1922）一般の桜がほぼ散った四月の末のころに、奈良の知足院でこの桜を発見した」と記されている（小清水1961）。

奈良におけるナラノヤエザクラについての資料は、佐藤（1994）が種々の出典とその本文を抜き出してまとめている。筆者の多大な努力に頭が下がるが、基本的な資料というべき三好学の『天然記念物調査報告第35号』「奈良県 知足院ノ奈良八重桜」（1924）が抜けているのは、画竜点睛を欠いて惜しまれる。（天然記念物は当時天然紀念物となっているが、以下記念物の表記に統一する。桜も桜に統一。）

ナラノヤエザクラを三好が発見したという小清水の記事は、昭和17年（1942）が最初である。ついで昭和18年に『大和の名勝と天然記念物』があり、ここには三好の発見の記事はない。この著書の中で小清水（1943）は奈良八重桜について詳しく記述しているが、この文は三好の『天然記念物調査報告』「知足院ノ奈良八重桜」を借用したものである。戦後になると、大正11年の春、または4月の末と発見年が記されるようになる（小清水1951）。さらに先に紹介した記事がその後の基本となる文章である。

小清水もまた講演者と同じく天然記念物指定時には、奈良に無縁の人である。そこで小清水の論拠になる記事を捜し求めたが見つからない。つまり三好が発見したという論拠の出所は、小清水であることが突き止められる。

次に三好学の資料を求めてナラノヤエザクラの記録の歴史的経過を探ってみたい。まず『天然記

念物調査報告』であるが、三好(1924)は「知足院は奈良市の東北高地に在り寺の奥庭の崖上に奈良八重桜の樹てるを見る（原文のまま）幹の目通周囲約二尺八寸あり尚現在の株の一側に元の朽株の遺れるもの、他側に幼き幹の発生せるものあり（以下略）」と報告している。他には「此桜は、奈良の知足院にあるが」（三好1923a）、「知足院奈良八重桜 奈良市雜司町 紅色中輪の八重桜で花の柄に毛がある（大正十二年三月指定）」（三好1928a）等である。古文献の記述以外では、そっけないもので、多くの品種をあげている『珍しい桜』（三好1923c）でも記述しておらず、この桜に重きを置いていないようである。勿論、三好自身が発見したという記述はない。

小清水によると発見は大正11年の4月末であるという。そこで三好の大正11年の足跡を記録からたどってみる。

- 大正11年4月12～14日 奈良県主催「桜の会」が開催され、三好学、大谷光瑞、国府種徳が来県し、三好（1922b）は「美しき桜と其来歴、吉野の桜と其保存」という講演を行った〔『史蹟名勝天然記念物』第5巻第6号（1922），三好（1923b）〕。岡本勇治はこの時、三好より『国華保存』と揮毫した色紙をもらっている（岡本他久児氏所有）。
- 同4月20日 京都の旧東漸寺跡で泰山府君という品種の桜見学（三好1928b）。
- 同4月21日 京都地主権現で地主桜といわれている桜を見学（三好1923b，1928b）。
- 同4月22日 岐阜県の桜の会出席（三好1923b，1928b）。
- 同4月24日 福島県の三春瀧桜を調査（三好1927）。
- 同5月11日 大阪市難波小学校にて、三上參次、三好学が講演する〔『史蹟名勝天然記念物』第5巻第6号（1922）〕。

記録には4月12日から来県していたことが知られる。しかし、この頃はナラノヤエザクラの開花期には少し早い。現在のところ三好が開花期に来県したという記録が得られず不明である。大正12年3月7日にはナラノヤエザクラは天然記念物に指定されていることからして、三好の天然記念物調査は大正11年と考えられる。『天然記念物調査報告』には二つの図版が掲載されている。図版20図は花のない知足院の奈良八重桜、図版21図は花の写真で、岡本より提供されたものである。つまり三好は4月12～14日に来県し、開花期には来県していないと推定される。しかし結論づけるには、まだ資料不足である。

11月28日に大阪府立中央図書館へ出かけ、『植物学雑誌』に掲載された三好のナラノヤエザクラについての論文をコピーした。小清水（1971）が「『植物学雑誌』36巻に独文で報告記述し、ナラノヤエザクラ (*Prunus antiqua*) と命名した」と紹介している論文である。論文のナラノヤエザクラの項は、桜の特徴を記載した24行の短いものであるが、論文の根拠となる標本の採集地について Standort. Nara und Kyoto と記載されている。これは知足院で発見したという小清水の主張と食い違っていると同時に、他の桜の品種記載では Standort. Yamakoshi, Prov. Iyo. 等々と明確に産地を記述していることと異なっており、三好自身が知足院でナラノヤエザクラの花を観察したかが疑問になる。さらに、次ページの肩に記載されている発行年を見ると Jan. 1922 とある。（府立図書館の『植物学雑誌』は合本されており奥付が欠けているが、各ページの肩に発行月が記載されている。）つまり、この雑誌は大正11年1月に発刊されているのである。

それでは、三好は何日にナラノヤエザクラを見たのだろうか。三好は桜の研究家として知られているが、研究対象の大部分は園芸品種に関するものである。古文献を蒐集し、各地に生育する品種

を訪ねて古文献と対照した「桜の考証学者」というべきであろう。三好がたくさんの桜の考証を大いに進めた背景には理由がある。三好自身が語っているので、引用しておこう。「是等（東京の荒川、小金井の桜を指す）の研究は数年間に亘って継続したが、後には次第に調査範囲を広め、次で大正八年史蹟名勝天然記念物保存法の発布と共に全国各地の桜の巨樹名木並に名所の実査に当ることとなり、其結果保存を要する桜が多々発見された」（三好1938）。保存法が成立後、全国各地の調査委員からは、郷土の自慢の桜を天然記念物に指定を受けるべく、次々と推薦がなされたのである。大正8年以降、三好はこれらの実査に忙殺されることになるが、ナラノヤエザクラもこれらの桜の一つであったのである。三好がナラノヤエザクラを調査したとすれば、大正8年から大正11年までで、桜の開花期から考慮して、大正9年、もしくは大正10年であろう。岡本は大正10年3月9日に史跡勝地調査会地方委員を委嘱されている。ナラノヤエザクラを推薦した年を大正10年と推定すると、三好が調査を行えたのは、この年の4月下旬のみである。先に記したが、この年には、現在のところ三好の来県記録は見つかっていない。大正11年4月の奈良での講演会録を見ると、ナラノヤエザクラについては古文献に言及しているのみで、知足院の名は出てこない（三好1922b）。しかも説明が簡単にして短く、以前にナラノヤエザクラを実査したとは、とても考えられない。このように、三好が知足院のナラノヤエザクラの花を実際に見て論文を書いたか否かは疑問である。三好が奈良八重桜の現存種について明確に記載を行うのは、大正12年からである。「此記載は今日の奈良八重桜に全く合って居り、又同書の奈良桜の図とも一致して居る」（三好1923a）。三好がいつ、どこでナラノヤエザクラの花を確認したかは判然としない。

三好の論文については今後さらに検証する必要がある。しかし、小清水のナラノヤエザクラについての文章は間違いがあることが判明したと思う。

ナラノヤエザクラは、郷土愛に燃える奈良の調査委員の一人である岡本が知足院の八重桜を天然記念物に値することを見抜き、国に推薦したものである。岡本（1923）は語る。「而して恐らくこのケヤマザクラより変化せしならむと思はる奈良の八重桜は」と。国の委員である三好は、それが新しい品種として論文を書いた。小清水（1951）は実生からこの桜を育成し、遺伝的解析を行い、岡本の観察の正確さを実証した（小清水の調査は結果のみが語られており、調査の内容を記した論文が見あたらない。）。まだまだ検証しなければならない事が山積するが、ナラノヤエザクラについてはこの三人の業績を正しく認識しなくてはならない。

12月上旬に、北川尚史教授より、最近『評伝 三好学』（酒井1998）という書籍が発刊されたという指摘をいただいた。12月13日、シダの会例会で瀬戸剛先生がこの書物を購入されておられることを知り、御厚意により真新しい書物をお借りした。この書は、著者が10年にわたり、三好について蒐集した多大な資料にもとづいて完成した労作である。この書からは、三好の大正9、10年の足跡については明らかにならなかったが、巻末の資料により「奈良県天然記念物保存に関して岡本勇治を想ふ」（三好1938）という岡本への追悼文があることを知った。12月20日に天理大学図書館でそれをコピーすることができた。三好は語っている。岡本が天然記念物指定に際し、多くの件に基礎調査を行ったことを。知足院の奈良の八重桜にも功績があったことを。なお、この追悼文中、三好は岡本の「春日山原始林植物調査報告」が大正12年の起草であったことを記している。奈良県図書館にある謄写版刷りのこの報告は、最後の数ページが欠けていて、年代が不明であった。大正12年5月には、吉井義次が春日原始林の調査に来県していることから、三好の記述は合理性を持つ。従っ

てこの考証においては、岡本の報告は大正12年（1923）に出たものと考えられ、その年を採用した。

最後に三好の岡本への追悼文の末尾を引用して、この検証を終えたい。「併し、岡本氏の多年郷土の為に尽された仕事は春日山原始林を始め其他の指定された天然記念物と共に永遠に紀念されるであらふ。」

引用・参照文献

- 青木槐園（1911）。『大和の古今』28-29。
- 岡本勇治（1923）。『春日山原始林植物調査報告』（謄写版印刷）。
- 岸田日出男（1933）。故岡本勇治氏を想ふ。『山上』（奈良山岳会）1(4)：1-5。
- 久米道民（1937）。大和の植物分布。『大和植物志』（大和山岳会）16-22。
- 小清水卓二（1942）。奈良市付近の巨樹と名木。『奈良叢書』（駿々堂）51-53。
- 小清水卓二（1943）。知足院の奈良八重桜。『大和の名勝と天然記念物』（天理時報社）34-38。
- 小清水卓二（1951）。奈良八重桜。『大和文華』（大和文華館）2：52-55。
- 小清水卓二（1952）。奈良八重桜再考。『奈良の本』（大和地名研究所）145-175。
- 小清水卓二（1961）。名桜・奈良八重桜。『万葉の草・木・花』（朝日新聞社）26-31。
- 小清水卓二（1965）。奈良八重桜。『奈良の自然』（六月社）30-32。
- 小清水卓二（1971）。知足院のナラノヤエザクラ。『奈良市史 自然編』（吉川弘文館）236-239。
- 小清水卓二（1975a）。日本の桜。『日本の文様』（光琳社出版）18：2-8。
- 小清水卓二（1975b）。サクラその3。『母と子のための奈良県の植物』（大和タイムス）82-83。
- 酒井敏雄（1998）。『評伝 三好学』（八坂書房）。
- 佐藤陽子（1994）。奈良公園における巨樹・名木の調査。『奈良公園の自然』（奈良教育大学）52-93。
- 鶴丸鶴作（1943）。奈良八重桜について。『稽古照今』（奈良県師範学校）295-296。
- 三好学（1922a）。奈良の八重桜。『植物学雑誌』36：10。
- 三好学（1922b）。美しき桜と其来歴 吉野の桜と其保存。『奈良県教育』（奈良県教育会）119：1-16。
- 三好学（1923a）。名桜の保存に就て。『桜』（桜の会）6：1-7。
- 三好学（1923b）。大正十一年の桜の会。『桜』（桜の会）6：54-58。
- 三好学（1923c）。珍しい桜。『桜』（富山房）93-99。
- 三好学（1924）。奈良県知足院ノ奈良八重桜。『天然記念物調査報告35』（内務省）。
- 三好学（1927）。三春滝桜。『桜』（富山房）179-182。
- 三好学（1928a）。指定された桜。『桜』（桜の会）10：12-18。
- 三好学（1928b）。地主桜考。雑誌『桜』（桜の会）10：70-73。
- 三好学（1933）。奈良県天然記念物保存に関して岡本勇治氏を想ふ。『史蹟名勝天然記念物』8：817-820。
- 三好学（1938）。『桜』（富山房）序1-3。

（〒631-0045 奈良市千代ヶ丘 3-1-60）